税関の監視部に、上席調査官一人を、各税関を通じて監視部に、調査官三十二人以内を置く。

［２・３　略］

（上席審査官及び審査官）

第三百二十一条　各税関を通じて業務部に、上席審査官百五十一人以内及び審査官二百三十九人以内を置く。

［２・３　略］

（上席調査官及び調査官）

第三百二十二条　各税関を通じて業務部に、上席調査官五十七人以内及び調査官百三人以内を置く。

［２・３　略］

（上席調査官及び調査官）

第三百三十七条　各税関を通じて調査部に、上席調査官二百二十五人以内及び調査官三百三十七人以内を置く。

［２・３　略］

（課税総括課の所掌事務）

第三百九十三条　課税総括課は、次に掲げる事務をつかさどる。

［一～十四　略］

十五　外国との租税に関する協定の実施のために行う外国の租税の賦課に関する調査（調査査察部の所掌に属するものを除く。）及び文書の送達並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十四号。以下「外国居住者等所得相互免除法」という。）第四十一条の二第七項に規定する報告事項の提供に関する調査に関する事務で、必要なものの指導及び監督並びにこれに必要な調査に関すること。

十六　［略］

（課税部の所掌事務）

第四百四十五条　課税部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　［略］

二　外国との租税に関する協定の実施のために行う外国の租税の賦課に関する調査（調査査察部の所掌に属するものを除く。）及び文書の送達並びに外国居住者等所得相互免除法第四十一条の二第七項に規定する報告事項の提供に関する調査に関すること。

三　［略］

四　［略］

五　［略］

六　［略］

七　［略］

（課税第一部の所掌事務）

第四百四十六条　課税第一部は、次に掲げる事務をつかさどる。

［一～十　略］

十一　外国との租税に関する協定の実施のために行う外国の租税の賦課に関する調査（課税第二部及び調査査察部等の所掌に属するものを除く。）及び文書の送達（課税第二部の所掌に属するものを除く。）並びに外国居住者等所得相互免除法第四十一条の二第七項に規定する報告事項の提供に関する調査に関すること。

十二　［略］

（課税総括課の所掌事務）

第四百六十八条　課税総括課は、次に掲げる事務（東京国税局にあっては、課税第一部の資料調査第一課、資料調査第二課、資料調査第三課、資料調査第四課及び統括国税実査官並びに課税第二部の資料調査第一課、資料調査第二課、資料調査第三課及び統括国税実査官、大阪国税局にあっては、課税第一部の資料調査第一課、資料調査第二課、資料調査第三課及び統括国税実査官並びに課税第二部の資料調査第一課、資料調査第二課及び統括国税実査官、関東信越国税局及び名古屋国税局にあっては、課税第一部の資料調査第一課、資料調査第二課及び統括国税実査官並びに課税第二部の資料調査第一課、資料調査第二課及び統括国税実査官、札幌国税局、仙台国税局、広島国税局及び福岡国税局にあっては、課税第一部の資料調査課並びに課税第二部の資料調査課、金沢国税局、高松国税局及び熊本国税局にあっては、課税部の資料調査第一

税関の監視部に、上席調査官一人を、各税関を通じて監視部に、調査官三十九人以内を置く。

［２・３　同上］

（上席審査官及び審査官）

第三百二十一条　各税関を通じて業務部に、上席審査官百五十一人以内及び審査官二百三十五人以内を置く。

［２・３　同上］

（上席調査官及び調査官）

第三百二十二条　各税関を通じて業務部に、上席調査官五十七人以内及び調査官百四人以内を置く。

［２・３　同上］

（上席調査官及び調査官）

第三百三十七条　各税関を通じて調査部に、上席調査官二百二十五人以内及び調査官三百四十一人以内を置く。

［２・３　同上］

（課税総括課の所掌事務）

第三百九十三条　課税総括課は、次に掲げる事務をつかさどる。

［一～十四　同上］

十五　外国との租税に関する協定の実施のために行う外国の租税の賦課に関する調査（調査査察部の所掌に属するものを除く。）及び文書の送達並びに外国居住者等所得相互免除法第四十一条の二第六項に規定する報告事項の提供に関する調査に関すること。

三　［同上］

四　［同上］

五　［同上］

六　［同上］

七　［同上］

（課税第一部の所掌事務）

第四百四十六条　課税第一部は、次に掲げる事務をつかさどる。

［一～十　同上］

十一　外国との租税に関する協定の実施のために行う外国の租税の賦課に関する調査（課税第二部及び調査査察部等の所掌に属するものを除く。）及び文書の送達（課税第二部の所掌に属するものを除く。）並びに外国居住者等所得相互免除法第四十一条の二第六項に規定する報告事項の提供に関する調査に関すること。

十二　［同上］

（課税総括課の所掌事務）

第四百六十八条　課税総括課は、次に掲げる事務（東京国税局にあっては、課税第一部の資料調査第一課、資料調査第二課、資料調査第三課、資料調査第四課及び統括国税実査官並びに課税第二部の資料調査第一課、資料調査第二課、資料調査第三課及び統括国税実査官、大阪国税局にあっては、課税第一部の資料調査第一課、資料調査第二課、資料調査第三課及び統括国税実査官並びに課税第二部の資料調査第一課、資料調査第二課及び統括国税実査官、関東信越国税局及び名古屋国税局にあっては、課税第一部の資料調査第一課、資料調査第二課及び統括国税実査官並びに課税第二部の資料調査第一課、資料調査第二課及び統括国税実査官、札幌国税局、仙台国税局、広島国税局及び福岡国税局にあっては、課税第一部の資料調査課並びに課税第二部の資料調査課、金沢国税局、高松国税局及び熊本国税局にあっては、課税部の資料調査第一